

司法試験法の一部を改正する法律

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号を次のように改める。

一 憲法

二 民法

三 刑法

第三条第二項第一号中「公法系科目」の下に「（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）」を加え、同項第二号中「民事系科目」の下に「（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）」を加え、同項第三号中「刑事系科目」の下に「（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）」を加える。

第四条第一項中「、三回の範囲内で」を削り、同条第二項中「期間をいう。以下この項において同じ」を「期間をいう」に改め、後段を削る。

附則

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。